

企画展「小吉 勝海舟を育んだ父」 プレイバック②

収蔵資料に見る勝小吉（夢酔）の生涯 ～「勝小吉」の誕生～

星川 礼応

1 旗本「勝小吉」の誕生

本稿では、小吉の少年時代と、勝家との養子縁組の経緯について紐解いていく。

最初に、小吉の出自について簡単に確認しておこう。小吉は、享和2（1802）年、

ふかがわあぶらぼり

深川油堀（現江東区）

おたに

の男谷家邸宅で産声を上げた。

男谷家は、越後国刈羽郡長鳥村（現

えちごのくにかりわぐんながとりむら

在の新潟県柏崎市）出身の男谷（米山）

よねやま

検校を祖とする新興の旗本家であった。小吉の

へいぞう

ただひろ

父・平蔵（忠恕）は、この検校の子（こ）である。

次に、『夢酔独言』から小吉の少年時代の様子を覗いてみよう。

〔参考〕『夢酔独言』（抄出）

〔前略〕おれが七つするとき、今の家（＝勝家）へ養子にきたが、そのとき十七歳と
いって、けしぼうずの前髪をおとして、養家の方で小普請支配石川右近将監と組頭
の小尾大七郎に、初て判元るときであったが、そのときは小吉といったが、頭が
「年は幾つ、名はなんといふ」とき々おった故、「小吉、年は当十七歳」といった
ら、石川が大きな口をあゐて、「十七にはふけた」とてわらいおった、その時は
青木甚平といふ大御番、養父の兄きが取持をしたよ、

おれが名は亀松と云う、養子にいつて小吉となった、夫から養家には祖母が

ひとり、孫娘がひとり、両親は死んだのちで、不残深川へ引取り、親父（＝平蔵）
が世話をしたが、おれはなんにもしらずに遊んでばかりいた、〔中略〕

深川のやしきもたび々津波故、本所へやしき替へをおやぢがして、普請のでき
るまで駿河台の太田姫稻荷の向ふ、若林の屋敷を当分かりていたがの、其やしきは
広くつて、庭も大そふにて、隣に五六百坪の原があつたが、ばけものやしきと
みんなが話した、おれが八つばかりの時に、おやぢが内じゅうのものをよんで、
そのはらに人の形ちをこしらいて、百ものがたりをしるといった故、〔後略〕

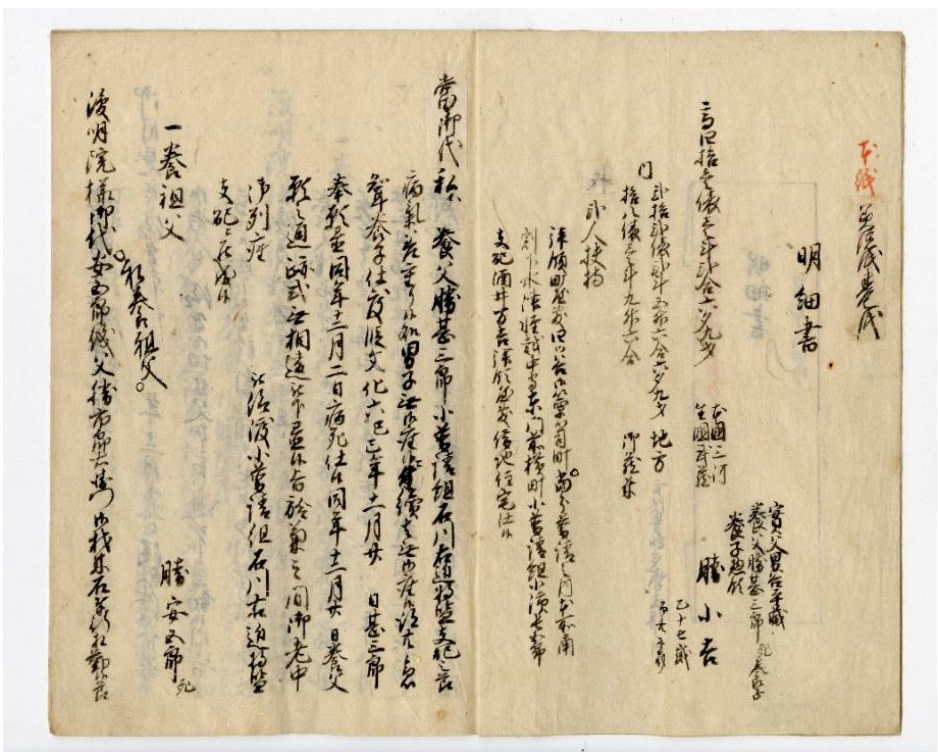
傍線部に注目すると、小吉が7歳の時（文化5・1808年）、17歳と称して旗本勝家の養子となったことや、幼名を「亀松」かめまつといい、養子縁組により「勝小吉」と改めたことなどが分かる。「（養家の）両親は死んだのち」とあるから、小吉は末期養子（後継ぎのいない武家の家名存続のため緊急に迎えられた養子）として勝家を継いだことになる。

この時、小吉は小普請組こぶしんぐみ（幕府が末端の旗本・御家人を支配するために編成した組）の上役である石川右近将監いしかわうこんしょうげん（小普請支配）と小尾大七郎おびだいしちろう（小普請組頭）の面接を受けている。文中では「判元のと き」と書かれているが、これは「判元見届はんもとみとじけ」を指す。幕府の役人が養父の病席に赴き、養子縁組の意向を確認した上で、事前に提出された末期養子の願書に不審な点が無いかチェックする目的で行われた手続きであった。しかし、小吉の判元見届の様子を見る限り、このころには手続きの内容そのものが形骸化していたことが窺われる。

ところで、文中に見える「孫娘」というのが、後に小吉の妻となる信のぶである。両親の死で身寄りを失った信とその祖母は、深川の男谷家に引き取られたという。

その後、男谷家は洪水を避けて本所かめざわちよう（亀沢町）に引越すこととなり、深川を離れた。本所の新宅が完成するまでの間、一家は駿河台を仮住まいひやくものがたりとしていた。小吉によると、この仮住まいに住んでいた時、男谷家の一家で「百物語」（参加者が怪談を順に語っていく座談会）に興じた記憶を回想している。当時、小吉は8歳であった。

以上が、『夢酔独言』に見る「勝小吉」誕生譚だが、今回、このことに対応する当時の資料が発見されたので、早速紹介しよう。



① 「本紙」〔朱字〕 美濃紙巻紙

明細書

実父男谷平蔵

養父勝甚三郎死、養子

養子惣領

勝 小吉

高四拾壹俵壹斗式合六夕九才

本國三河

生國武蔵

巳十七歳

内 式拾式俵式斗五升六合六夕九才 地方

西廿壹歳

拾八俵壹斗九升六合

御蔵米

〔外〕〔貼紙抹消〕 式人扶持

拝領町屋敷四ッ谷御簞笥町、一。〔当分普請之内本所南

割下水津輕越中守東門前横町小普請組小濱長五郎

支配酒井万吉拝領屋敷借地住宅仕候、

当御代、私「儀」〔貼紙抹消〕 養父勝甚三郎、小普請組石川右近将監支配之節、

病気差重り候処、男子無御座候二付、続者無御座候得共、急

賀養子仕度段、文化六己巳年十一月廿 日甚三郎

奉願置、同年十二月二日病死仕候、同年十二月廿日養父

願之通、跡式無相違被下置候旨、於菊之間御老中

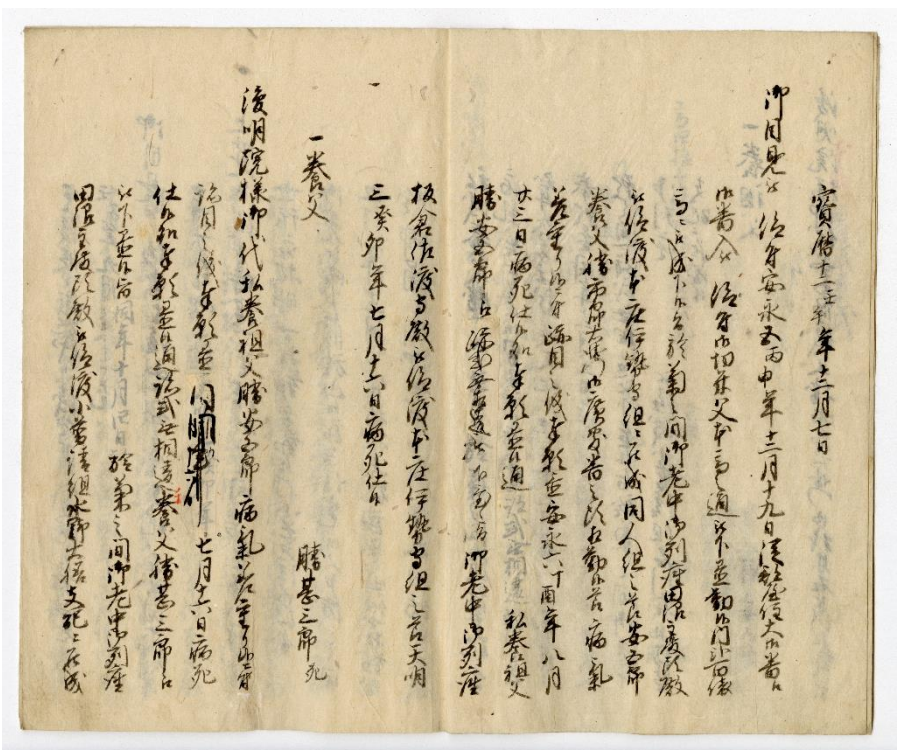
御列座 被仰渡、小普請組石川右近將監

支配二罷成候、

一、養祖父

勝安五郎 死

浚明院様御代「私養祖父」(付箋) 安五郎儀、父勝市郎右衛門御材木石奉行相勤候節、



②

一養父

勝基三郎 死

寶曆十二年三月七日
 御目見候、安永五丙申年十二月十九日從部屋住大御番江
 仰付、安永五丙申年十二月十九日從部屋住大御番江
 御番入被 仰付、御切米父本高之通被下置、勤候内貳百俵
 高二被成下候旨、於菊之間御老中御列座田沼主殿頭殿
 被仰渡、本庄伊勢守組二罷成、同人組之節、安五郎
 養父勝市郎右衛門御廣敷番之頭相勤候節、病氣
 差重り候二付、跡目之儀奉願置、安永六丁酉年八月
 廿三日病死仕候処、奉願置候通「跡式無相違」(貼紙抹消) 私養祖父
 勝安五郎江「跡式無相違被下置候旨」(付箋) 御老中御列座
 板倉佐渡守殿被仰渡、本庄伊勢守組之節、天明
 三癸卯年七月十六日病死仕候、

寶曆十二年十二月七日

御目見被 仰付、安永五丙申年十二月十九日從部屋住大御番江

御番入被 仰付、御切米父本高之通被下置、勤候内貳百俵

高二被成下候旨、於菊之間御老中御列座田沼主殿頭殿

被仰渡、本庄伊勢守組二罷成、同人組之節、安五郎

養父勝市郎右衛門御廣敷番之頭相勤候節、病氣

差重り候二付、跡目之儀奉願置、安永六丁酉年八月

廿三日病死仕候処、奉願置候通「跡式無相違」(貼紙抹消) 私養祖父

勝安五郎江「跡式無相違被下置候旨」(付箋) 御老中御列座

板倉佐渡守殿被仰渡、本庄伊勢守組之節、天明

三癸卯年七月十六日病死仕候、

一、養父

勝甚三郎 死

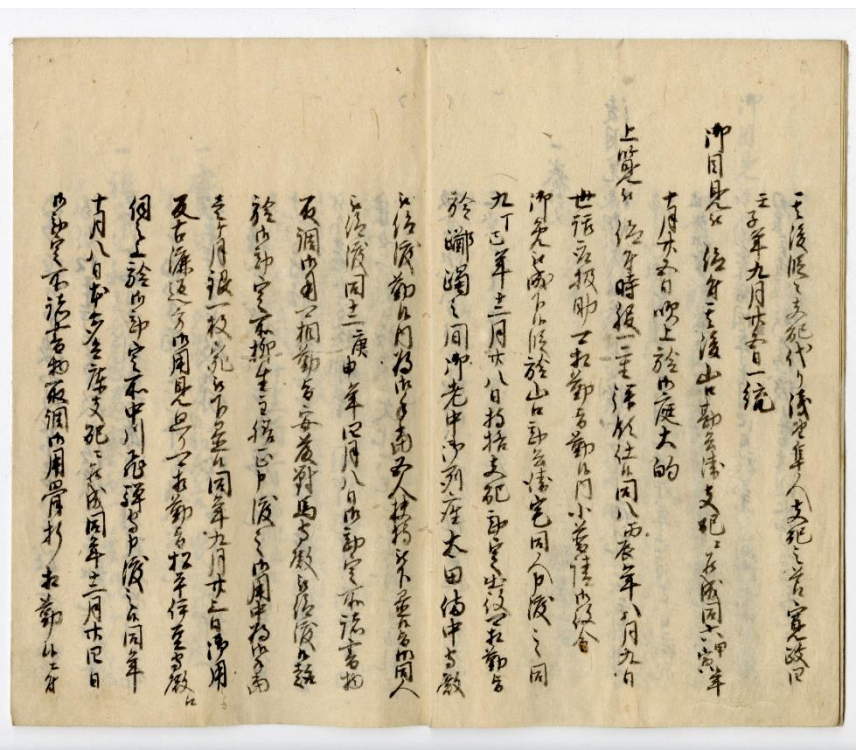
浚明院様御代、私養祖父勝安五郎病氣差重り候二付、

跡目之儀奉願置、「天明三癸卯年」(貼紙抹消)七月十六日病死、

仕候処奉願置候通、跡式無相違「私」(朱字)勝甚三郎江

被下置候旨「同年十月四日」(貼紙抹消)於菊之間御老中御列座

田沼主殿頭殿被仰渡小普請組水野大膳支配二罷成



③

其後段々支配代り、浅野隼人支配之節、寛政四

壬子年九月廿五日一統

御目見被 仰付其後、山口勘兵衛支配二罷成、同六甲寅年

十月廿五日吹上於御庭大的、

上覽被 仰付時服一重拝領仕候内、同八丙辰年八月九日

世話取扱助可相勤旨、勤候内小普御役金

御免被成下候段、於山口勘兵衛宅同人申渡之、同

九丁巳年十二月廿八日持格支配勘定出役可相勤旨、

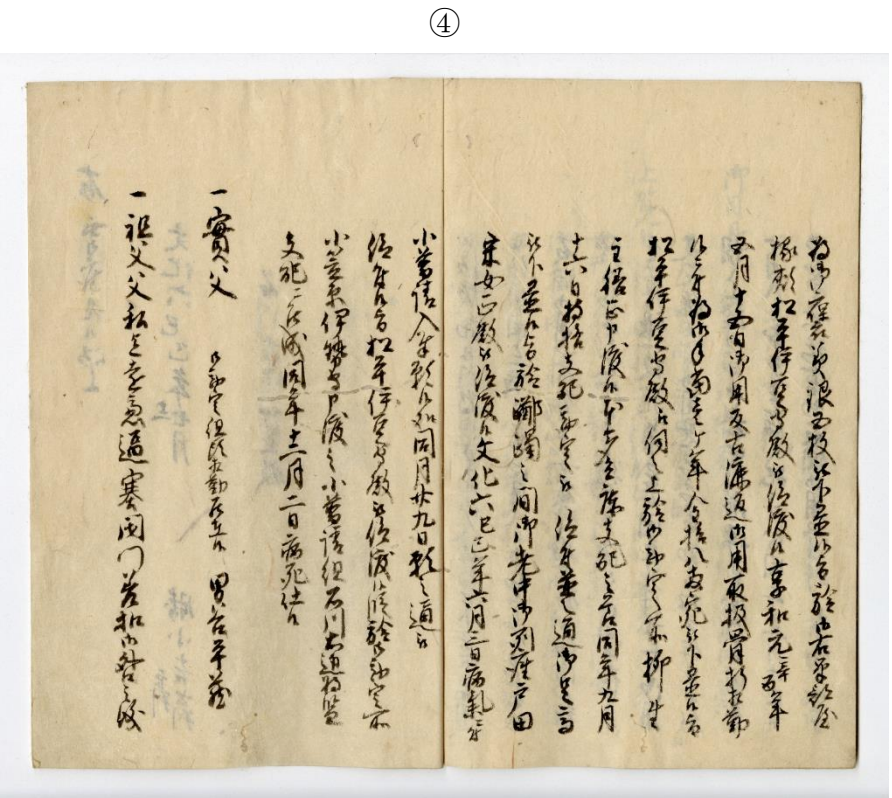
於躰躪之間御老中御列座太田備中守殿

被仰渡勤候内、為御手当五人扶持被下置候旨御同人

被仰渡、同十二庚申年四月八日御勘定所諸書物

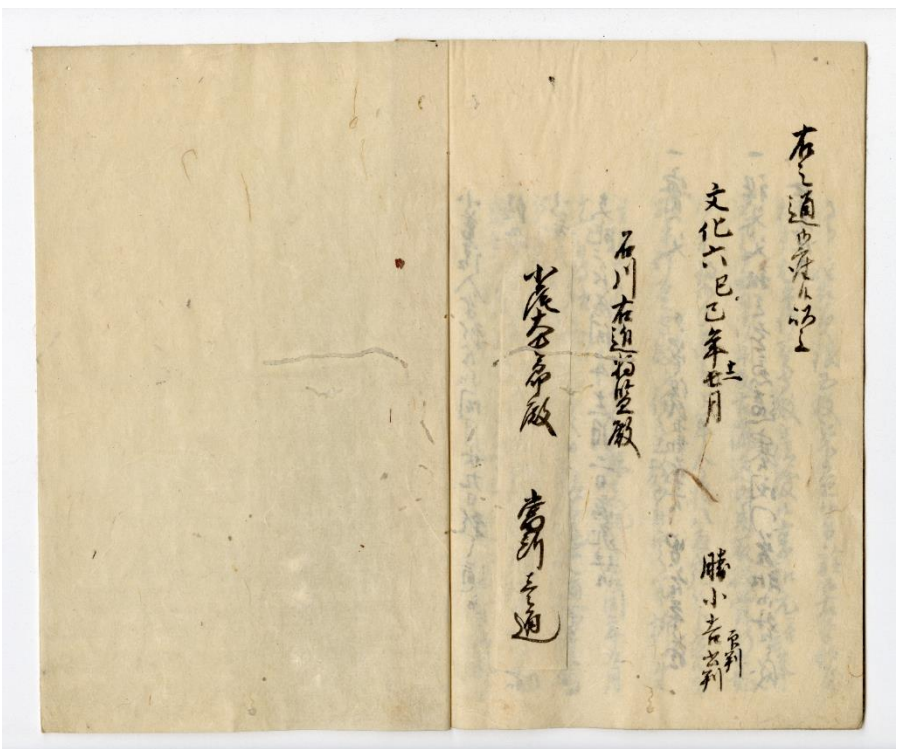
取調御用可相勤旨、安藤對馬守殿被仰渡候趣、

於御勘定所柳生主膳正申渡之御用中為御手当
 老ヶ月銀一枚宛被下置候、同年九月廿三日御用
 反古漉返方御用見廻り可相勤旨、松平伊豆守殿江
 伺之上、於御勘定所中川飛騨守申渡之候、同年
 十月八日本多兵庫支配二罷成、同年十二月廿四日
 御勘定所諸書物取調御用骨折相勤候二付、



為御褒美銀五枚被下置候旨、於御右筆部屋
 椽類松平伊豆守殿被仰渡候、享和元辛酉年
 五月十五日御用反古漉返御用取扱骨折相勤
 候二付、為御手当老ヶ年金拾八両宛被下置候旨、
 松平伊豆守殿江伺之上、於御勘定所柳生
 主膳正申渡候、本多兵庫支配之節、同年九月
 十六日持格支配勘定被 仰付、並之通御足高
 被下置候旨、於躑躅之間五老中御列座戸田
 采女正殿被仰渡候、文化六己巳年六月三日病氣二付
 小普請入奉願候処、同月廿九日願之通被
 仰付候旨、松平伊豆守殿被仰渡候段、於御勘定所

小笠原伊勢守申渡之、小普請組石川右近將監
 支配ニ罷成、同年十二月二日病死仕候、
 一、實父 御勘定組頭相勤罷在候 男谷平蔵
 一、祖父、父、私迄、遠慮逼塞閉門差扣御咎之儀



右之通御座候、以上、

文化六己巳年十二月(抹消)月

勝小吉 印判
 在判

石川右近將監殿

「小尾大七郎殿 当所老通」(付箋)

右は、文化6（1809）年12月、小吉が勝家との養子縁組に際し、幕府に提出した履歴書の下書きである。提出先は、『夢酔独言』にも登場していた「石川右近將監殿」と「小尾大七郎殿」である（〔参考〕・〔資料1〕⑤参照）。

①から順に見ていこう。初めに、小吉の年齢表記について。当時小吉の実年齢は8歳で

あったが、「巳（文化6年）十七歳」と記されている。『夢酔独言』では7歳（文化5年）に勝家の養子となったとあり、ここに小吉のほんの記憶違いが見られるが、石川・小尾による判元見届の時に17歳を称したとの記述（参考）とは合致している。

因みに、この資料は小吉の自筆ではあり得ない。『夢酔独言』の中で小吉は、16歳の時（文化14・1817年）に経験した逢対（就職活動）を振り返り、

頭の宅で張面（＝帳面）が出ているに銘々名を書くのだが、おれは手前の名がかけなくってこまった、人に頼んで書いて貰た、

と吐露している。よって、8歳の小吉が長文を書けるはずがないのである。

さて、冒頭の記載から、当時の旗本勝家の詳細な状況が分かる。小吉の養父は勝甚三郎（元良）^{もとよし}といい、この書類が提出された時点で死去していた。『夢酔独言』には、勝家の養子となった小吉の後見人として「養父（甚三郎）の兄き」である青木甚平^{あおきじんへい}（2）が見える。もしかしたら、この書類の作成にもこの青木辺りが関わっていたかもしれない。

記載から分かる通り、旗本勝家は江戸後期には既に41俵余の小禄と二人扶持、四ッ谷御簞笥町の町屋敷を拝領していた。また、①傍線部からは、本所南割下水の貸家（酒井^{みなみわりけすい}万吉の拝領屋敷）に住んでいたらしいことも分かる³。つまり、勝家と本所との接点は、男谷家の本所移住前に遡ることになる。

ところで、勝家が江戸在府でありながら「本國三河」と記されているのは、旗本勝家の発祥の地（本貫地）^{ほんがんち}が三河国（現・愛知県）であることに由来する。勝家の由緒では、天正18（1590）年に家祖である時直^{ときなお}が徳川家康の関東入部に従い、三河国から武蔵国^{むさしのくに}に移住したと伝えられている。

2 小吉の養父甚三郎の死期は？

続いて、甚三郎の死と小吉の養子縁組に関する経緯や、「浚明院殿」^{しゅんめいいんどの}（こと第10代将軍徳川家治期以降の、勝安五郎^{かつやすごろう}（曹漉^{ともみち}、小吉の養祖父、甚三郎の養父）と甚三郎の2代にわ

たる職務経歴、小吉の実父で勘定組頭を勤めた男谷平蔵（小普請組朝比奈河内守支配）の略歴⁽⁴⁾が続く。この一連の記述から、小吉が勝家の末期養子となる原因となった、甚三郎の死にまつわる経緯が判明する。要約すると次のようなことが記されている。

「当御代」、つまり第11代將軍徳川家斉の時代に入り、小普請組で石川右近將監の下に属していた甚三郎は病に侵された。「資料1」④から補足すると、甚三郎は享和元（1801）年9月16日以来、8年間にわたり支配勘定（勘定所の役人、勘定奉行を頂点として勘定組頭、勘定に次ぐ役職）であったが、文化6年6月3日に発病し、支配勘定の退職を幕府に申請したという（同月29日認可）。後継ぎとなる男児がいなかった甚三郎は、約5ヶ月後の11月20日付で養子縁組の許可を幕府に申請するが、翌12月2日に死去。小吉と勝家との縁組が認められたのは12月20日のことだったという。

これは『夢酔独言』には無かった新情報である。しかし、『夢酔独言』の記述に照らすと、ある疑問点が生じる。

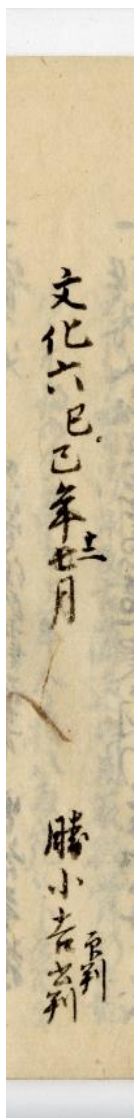
それは、「信と養祖母が勝家から深川の男谷家に引き取られた時期について」である。『夢酔独言』で小吉は、男谷家が二人を引き取った時には「両親（甚三郎夫妻）は死んだのち」だったと述べている。「資料1」に照らすと、文化6年12月2日以降ということになる。しかし、ここで引つ掛かるのが、同じく『夢酔独言』に見える「百ものがたり」に関する小吉の証言である（参考）後半部分）。小吉が8歳の時（つまり文化6年）、駿河台の若林屋敷を仮住まいとしていた男谷家一家は、そろって百物語をした。通常、百物語は夏に納涼のため行われることから、百物語が行われたのは文化6年夏頃と考えられる。そうすると、少なくとも文化6年12月時点で男谷家は深川を去った後であり、信と養祖母が深川に引取られるのは、それ以前のことではなければおかしいのである。

『夢酔独言』で小吉が養子縁組の時期を誤認していたこと（前述）から、『夢酔独言』の記述に誤りがあると考えられることは可能である。しかし、各出来事や人間関係に関する小吉の記憶と情景描写は極めて具体的かつ緻密である。時期はともかくとして、状況描写にはある程度信を置いて良いように思われる。

そうすると、疑わしいのはむしろ「資料1」における甚三郎の死期である。そもそも、

甚三郎が発病・退職した6月から、小吉との養子縁組の申請が出されるまでの、5ヶ月間もの時間の開きは何を意味するだろうか。甚三郎には元来嫡子が不在だったはずなので、本来、発病・退職後早々に養子を迎える動きがあっても不思議ではないはずである。

そうして「資料1」を眺めると、年紀の部分（「資料1」⑤）に目が留まる。「文化六己巳年」の直下の「七月」部分が、「十二月」に訂正されているのが分かる。



元々、はつきり「七月」と記されていることから、単なる誤字の訂正には見えない。

このことは、甚三郎と小吉の養子縁組の話が、実際は7月の時点で出ていたことを示唆しているように思われる。それにも関わらず、幕府への申請が年末に延期されたのは、甚三郎の身辺について何らかの特殊な事情があったからではないだろうか。

具体的な資料を欠くので、飽くまで臆測の域に留まるが、例えば、甚三郎が実は7月頃に急死していたとするとどうだろう。当主の生前に後継ぎを定めることが原則であった江戸時代の武家において、当主が後継ぎ不在のまま急死した場合にその死が隠匿され、急ぎ養子を立てて家名断絶の回避を図った事例は数多く見られる。勝家の場合もその例外ではなかったのではないか。甚三郎の死後、遺族である信と養祖母はその後男谷家に引き取られるわけだが、仮にこれら一連の流れを文化6年7月頃のことと仮定すると、文化6年夏中の出来事と読み取ることが出来た男谷家の深川退去、そして駿河台での百物語の話を、その直後の出来事として位置付けることは時系列的に可能である。

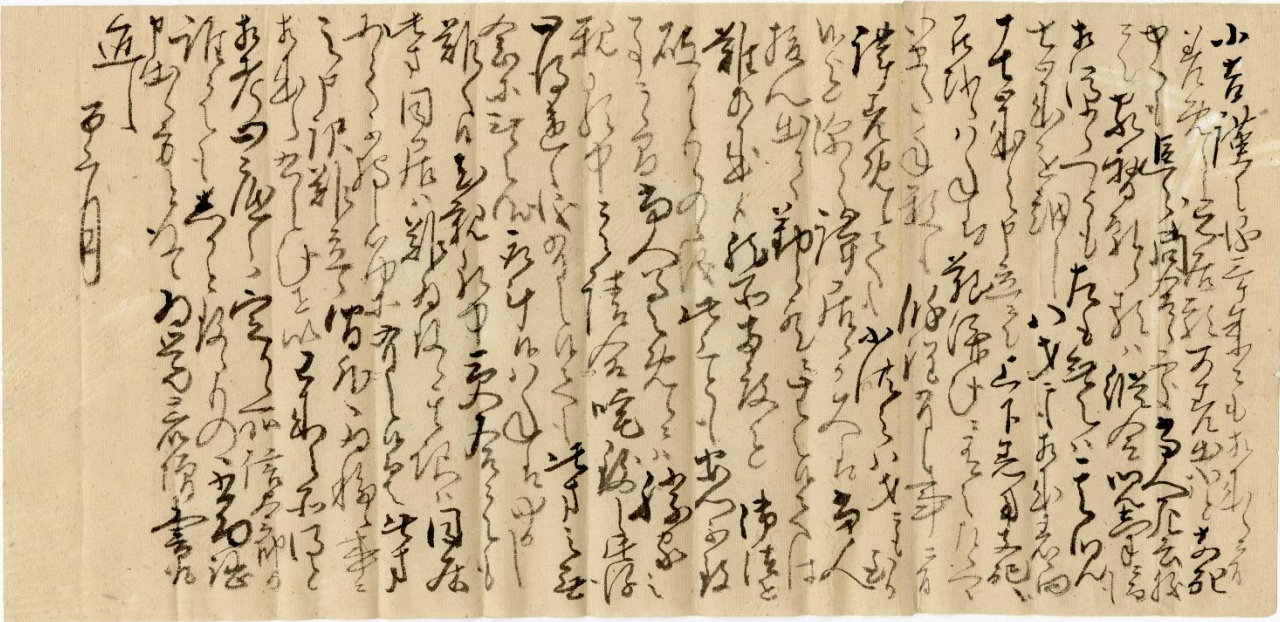
以上のことから、「資料1」に記された甚三郎の死期と養子縁組の経緯は、飽くまで幕府に対する表向きのもので、実際は、文化6年夏中に甚三郎の死と小吉を末期養子とするための水面下の動きがあったのかもしれない。

3 小吉「十七歳」の意味

最後に、8歳の小吉が17歳を称した背景について見てみたい。これは、小吉が好んで年齢を詐称したわけではなく、当時の旗本において一般的なことであった。

このことが分かる別の資料を紹介しよう。

〔資料2〕 文政8（1825）年2月某覚書



小吉謹之後、三ヶ年ニも相成候ニ付
差免し、隠居願可差出哉と支配
中へも追々問合候處、当人死去杯ニて
家督願候類ハ縦令兒童ニ而
も相濟候へとも、左も無之ハ其兒
七歳を越し、八才ニも相成、表向
十七歳之申立ニて上下着用、支配へ
罷越候ハねは難儀趣ニ有之、左候ハ、
いまた年数も餘程有之事ニ付、
謹差免し候ても、小供之八才ニも至り
候迄深々謹居候か、又は当人
拔ん出て勤候敷ニ無之候ては
難相成候、然所兩度迄御慎を
破り候ハ又之儀(カ)、此上とも安心不致
事ニ候間、当人差免候ニハ勝家之
親類中ニ而請合咤致し、此後
心得違之儀有之候ても、此方之無
念等無之様取計候ハねはゆるし
難く候、尤親類中受合ニても
此方同居ハ難為致候、其限ハ同居
にて不埒之筋等有之候而者、此方
之申訳難立候間、外へ為移候事ニ
相成候、右之趣を以、已来之所得を
相考、心底之定り候所、信太郎が
誰ニてもしかと致候ものへ書面認
申出候方と存候、為覚荒増書取
進候、

西二月

右の資料は、文政8（1825）年2月に書かれたものである。調査を進めた結果、

謹慎中だった小吉（当時24歳）の身の処し方について記されていることが判明した。差

出人については記名がなく不明だが、小吉の実家である男谷家の者が関与している可能性

がある（詳しくは次回に述べる）。

小吉は14歳の時（文化12・1815年）と、21歳の時（文政5・1822年）の2度、本所亀沢町の男谷家を抜け出し、家出したことがあった。1回目は、養祖母の小言を浴びながら悶々と過ごすうち、上方に行つて自由気ままに暮らすことを思い立ち、文化12年5月24日に江戸を飛び出している。以後約4ヶ月にわたり東海道（駿河―伊勢間）を放浪するが、『夢酔独言』を読むと半ば冒険譚である。閏8月、本所亀沢町の男谷邸に帰宅。一家は騒然とし、実父の男谷平蔵は恐々として小普請支配の石川右近将監に報告するが、この時は石川の温情で処罰は免れた（結局、放浪中に患った牽丸の腫れのため、2年間は療養も兼ねて身を慎むことになった）。2回目は、文政5年5月28日に、借金苦の末に江戸を出奔。小吉は、以前に剣術修行の世話をした中村帯刀の実家であり、遠州雨宮神社の神主であった中村斎宮いっきの家を訪問し、逗留する。しばらく遊び暮らしていたが、同年7月初め、中村家の座敷を掃除していたところに甥・新太郎しんたろう（後の精一郎信友）が迎えに来て、江戸に連れ戻された。結局、小吉の長兄・男谷彦四郎ひこしろう（思孝、新太郎の養父）の家に設えられた座敷牢に入れられ、約3年間の謹慎生活を強いられることとなる。

〔資料2〕はこの謹慎明けの時のものだが、冒頭部分（傍線部）に興味深い記述が見て取れる。要約すると、

小吉の謹慎を解くに当たり、「小吉の隠居願を提出すべきか（〓小吉を隠居させるべきか）」について小普請支配に問い合わせたところ、「当人の死去などの事情で家督相続を願う場合は、児童を後継ぎとすることが認められるが、そうでない場合（〓本人が生きている場合）は、児童が7歳を過ぎて8歳になったら、17歳ということにしてかみしも袴を着せ、小普請支配のもとに出頭しなければ、難しかろう」という回答であった。

という内容である。ここに見える「当人」とは小吉、「児童」とは小吉が謹慎生活を始めて数ヶ月後に生まれた長男・麟太郎（当時3歳の海舟）を指す。つまり、小吉が3歳の麟太郎に家督を継がせて隠居することは認められないため、麟太郎が8歳になるまで謹慎を

続けるか、心を入れ替えて御勤めに励むか”のどちらかを選択しなければならない、ということが書いてあるのである。

ここに当時の旗本の家督相続のあり方が端的に表れている。ここから、「資料1」や『夢酔独言』において8歳の小吉が17歳を称していることは何らおかしいことではなく、当時の慣例において至極真つ当な手続きを取っていたことが分かる。

なお、「17歳」という年齢設定は、末期養子を立てる際の「養父が17歳以上50歳未満である場合にのみ末期養子を認める」という慣習によるものだろう。これは、末期養子制度の成り立ちと深く関係する。そもそも、幕府は江戸時代前期まで末期養子を認めていなかった。これは、幕府が後継ぎ不在の大名・旗本を改易（かいえき）（取りつぶし）することで、その勢力削減と統制を図るためであった。しかし、これにより仕える家を失った牢人（浪人）が大量に発生し、慶安4（1651）年には由比正雪（ゆいしょうせつ）・丸橋忠弥（まるばしちゅうや）ら牢人による陰謀事件（慶安事件）（けいあんじけん）が生じている。これに危機感を抱いた幕府（第4将軍・徳川家綱（いえつな））はついに末期養子の禁を緩和し、これ以降、次第に右の慣習が確立され原則化していった。

しかし、中には、若くして末期養子となり当主に迎えられた者が間もなく死去し、また新たに末期養子を立てなければならぬという事例も多々あった。その場合、右の原則により、早逝した当主は17歳以上でなければ末期養子を迎えることが出来ず、家名存続に困難をきたすこととなる。そうした事態を防ぐために、新当主となる末期養子は最低17歳という体裁をとる必要があったであろう。

石川は、こうした事情を当然理解しており、小吉の実年齢が8歳であることも承知していたはずである。この前提に立って、再度『夢酔独言』における小吉と石川・小尾のやりとりを読み返してみると、石川が「十七にはふけた」と言って笑った真意が分かる。つまり、「年は当十七歳」と言った8歳の小吉に対し、石川は「8歳どころか、17歳よりも歳上に見えるぞ」という意味で笑ったと解釈することが出来るのである。小吉は、8歳にしてそれだけ大人びた風貌の少年であったということになるだろう。

4 おわりに

本稿では、「小吉」展で初公開した資料を用い、勝小吉の少年時代について掘り下げてみた。今回紹介した資料、そして今後紹介する資料には、大きく二つの意義があると思う。一つは、従来知られてきた小吉像を大幅に補い、その生涯をより鮮明に捉える新たな手がかりとしての意義である。

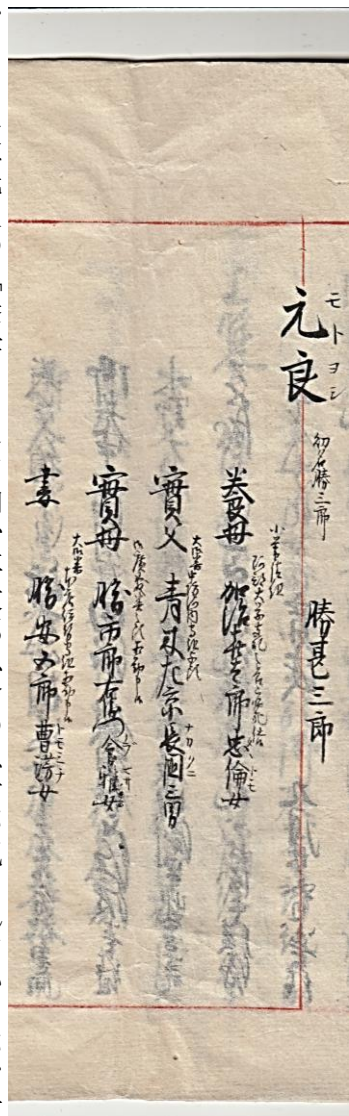
そしてもう一つは、『夢酔独言』における小吉の記憶の精緻さと、その歴史資料としての価値の高さを改めて気付かせてくれる、傍証としての意義である。『夢酔独言』には、確かに小吉の記憶違いは含まれているし、記事内容の時系列や出来事の詳細について曖昧な部分も残る。回想である以上、それらはやむを得まい。それでも、本稿で紹介したように、リアルタイムの資料とのリンクもまた多く認められることは注目すべきである。42歳の小吉がそれだけ自分の過去とよく向き合い、各出来事について考え続けていたことの証左とも言えるだろう。故に『夢酔独言』は、今後も小吉の生涯や当時の社会を伝える最も重要な資料の一つであることに変わりはない。

次回は、(今回少し触れた) 21歳の小吉の家出事件と、その後の就職活動に励んだ小吉の姿について、自筆文書と『夢酔独言』から紐解いてみたい。

(攔筆)

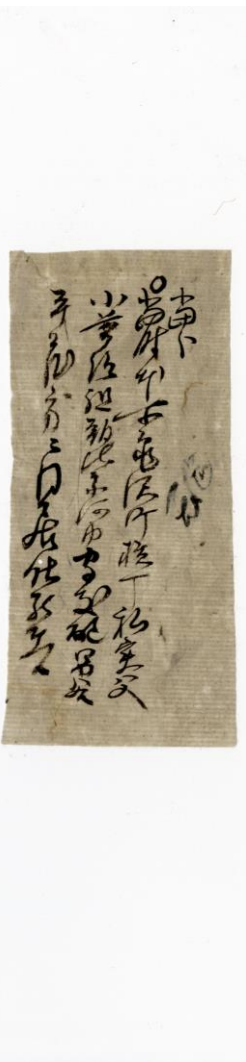
1 海舟は平蔵を檢校の「九男」と把握している。

2 左の勝甚二郎筆『系譜』（寛政11年11月、館蔵）によると、実は甚三郎自身も大御番を務めた旗本・青木左京（長国）の三男で、実母が勝市郎右衛門（命雅、ノブマサ）の息女だった縁により、勝安五郎（曹澆、トモミチ）の息女と結婚して末期養子となった経歴を持つことが分かる。



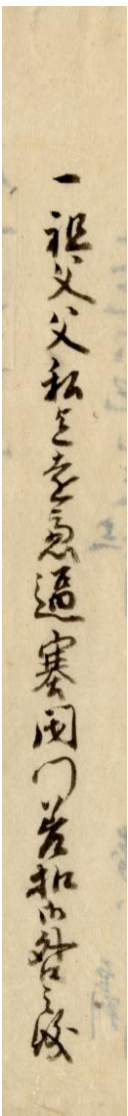
なお、ここには元良の「養母」として加治喜太郎忠倫の息女が記されているが、右脇に「小普請組阿部大学支配之節病死仕候」と記されており、寛永11年11月時点で既に死亡していることが分かる。一方、『夢酔独言』に登場する小吉・信夫妻の養祖母は、天保10（1839）年12月12日に死去したと推定されることから、この女性とは別人と考えられる。『夢酔独言』に見える養祖母は、安五郎（曹澆）の後妻、または側室と考えるべきであろう。

3 「資料1」①傍線部の冒頭に「。」とあるが、これは剥離してこのページに挟まっていた付箋（右）の、元の貼付位置を示すと考えられる。



4 ここには、「当分、当時本所亀沢町横丁、私実父小普請組朝比奈河内守支配男谷平蔵方二同居仕罷在候」とある。地の文は甚三郎、付箋は小吉の住居状況をそれぞれ示していると考えることが出来る。なお、この付箋から、「資料1」が提出された時点で男谷家と小吉は深川を離れていたことが明らかである。このことは、男谷家の深川移住を文化6年夏頃とする推論（後述）の傍証ともなり得る。

5 本資料④の末尾に、「一、祖父父私迄遠慮逼塞閉門差扣御咎之儀」との一つ書きがある（左）。



勝安五郎、甚三郎の経歴を見るに、彼らが「御咎」を蒙った形跡は見受けられないことから、この記述は小吉の実際の「祖父」男谷檢校、「父」男谷平蔵、「私」小吉の三代に関するものと見るべきか。そうする場合、彼らがこれ以前に何らかの罰に処される出来事があったと考えられるが、現時点で詳細は不明である。